

平成25年2月

議会運営委員会会議録

平成25年2月22日（金曜日）

午前9時29分から

午前9時59分まで

第3委員会室

◎出席委員（8名）

委員長	矢 幡 秀 則 君	副委員長	三 浦 知 里 君
	柴 田 浩 行 君		水 野 正 光 君
	久 世 高 裕 君		吉 田 鋭 夫 君
	稲 垣 民 夫 君		市 橋 円 広 君
議 長	山 田 拓 郎 君	副 議 長	上 村 良 一 君

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	加 藤 正 博 君	議事課長	丹 羽 巧 君
統括主査	舟 橋 きよみ 君	主査補	粥 川 仁 也 君

総務部長	武 内 昭 達 君	総務課長	中 村 誠 君
------	-----------	------	---------

〈開会 午前9時29分〉

◎委員長（矢幡秀則君） おはようございます。全員、出席ですので、ただいまより、議会運営委員会を開催いたします。今回より市橋議員が新たに委員として加わりましたのでご承知おきください。市橋委員、なにかございますか。

◎（市橋円広君） 皆さん、また、会派のフォーラム代表として議運に参加させていただきますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（矢幡秀則君） 最初に、3月定例会への提出議案について、当局から説明をお願いします。

◎総務部長（武内昭達君） それでは、お手元の平成25年3月定例会、全員協議会資料でご説明申し上げます。1頁をお願いします。今回、提出議案につきましては、1条例が23件、2人事が1件、3予算が20件、4諮問が1件の計45件を予定しております。その概要につきましては2頁でございます。まず、その条例につきましては、犬山市道路構造の技術的基準を定める条例の制定についてから、これ以降6頁まで5件予定しております。また、廃止につきましては、犬山市民プール設置及び管理に関する条例の廃止

について1件のみでございます。次に、一部改正ですが、7頁から14頁まで続いております。17件予定をしております。条例案件の中には今回、地域主権一括法の関連するものが7件含まれております。続きまして、人事案件が、15頁の上段になります。犬山市公平委員会委員の選任について、委員の任期満了に伴い、後任者の再任を1件予定しております。続いて下段になります諮問案件ですが、人権擁護委員の推せんについて、任期満了に伴い、後任者を1件予定しております。続いて、予算につきましては、1頁に戻っていただき、一覧表の3番目に予算の内訳として(1)平成25年度の当初予算が一般会計はじめ13件、(2)平成24年度補正予算の7件を予定しております。16頁にお進みいただき、先ほどの続きになりますが、25年度の当初予算会計別総括表が20頁まで、予算の歳入款別表、歳出款別表、歳出性質別表、歳入歳出構成比表の順に続いております。21頁から平成25年度当初予算各課所管の主要事業概要を紹介しております。この内容ですが、今回、事業説明の項目に(1)から(10)まで、議会の基本条例、第9条の事項説明を様式に加えております。その次に22頁になります国の補正で地域経済活性化・雇用創出臨時交付金充当事業が紹介してあります。23頁から25頁は主要事業の目次になります。目次の順に、26頁から一般会計が予算科目別、26頁から111頁まで一般会計が続いております。112頁から特別会計、企業会計122頁まで続いております。次に、123頁の表がございしますが、こちらは、平成24年度の補正後予算会計別総括表になります。124頁の平成24年度一般会計補正後予算歳入、歳出の款別表です。続いて、126頁の平成24年度3月補正予算各課所管の主要事業概要が139頁までとなり、今回は一般会計のみこちらに羅列してこの事業概要が続きます。最後に、141頁から今回、平成25年度の当初予算につきましては、国の地域活性化の臨時交付金充当事業が加えられました15ヶ月予算という言葉が紹介されていますので、この予算に伴うということで、当初予算プラス今回、国の臨時交付金を足したという資料ということで、これを表にしております。歳入歳出款別性質別構成比、対象事業の順に、145頁まで表にしてあります。以上説明を終わらせていただきます。

◎**委員長(矢幡秀則君)** 説明は終わりました。何かご質問があればお願いします。よろしいですか。

(「なし」。の声)

◎**委員長(矢幡秀則君)** 特に、質問もないようですので、提出議案については了承することとします。当局には、これで退席していただきます。ご苦労様でした。

ただいま、当局から説明のありましたとおり、今定例会には議案44件、諮問案件1件の計45案件が提出されます。この45案件につきまして、一括議題としてよろしいでしょうか。

(「はい」。の声)

◎**委員長(矢幡秀則君)** ご了承いただきましたので、今回の提出議案は、一括議案とさせていただきます。なお、今定例会には多くの議案が提出されておりますので、条例案件、人事案件及び諮問案件は副市長が行い、当初予算及び補正養蚕の予算案件は各担当部長が説明を行うことになっておりますのでご承知おきをお願いいたします。

次に、地方自治法の改正に伴い、議員または委員会から議案を提出することになりますので、その件について事務局から説明をお願いします。

◎**議事課長（丹羽巧君）** はい、委員長よろしく申し上げます。こちらも全員協議会で、前々から少しご説明はさせていただいてまして、詳しい内容については、次の10時からの全員協議会で説明させていただきますけれども、今回、政務活動費の交付に関する条例が、政務調査費から変更になりますので全部改正が必要になります。今、各会派のほうに持ち帰っていただいて次の全員協議会で意見をいただくのですが、そちらを集約して開会日に上程するようにと考えております。こちらについては議員提案ということやっていたきたいと考えていますので、全協でどなたが提案者になるのを諮っていただきたいと思います。続いて委員会条例の一部改正ということで、地方自治法のほうで委員会の関係が必ず一つ以上が属するという文言が、地方自治法から消されましたのでそれを各市の委員会条例に組み込むようなかたちになっていますので、こちらの内容については、この後の全員協議会で説明をさせていただきます。こちらの施行が3月1日なので開会日の上程を予定しています。こちらは議会運営になりますので議会運営委員会からの提出としていただくと考えております。もう1点議会基本条例の中で政務調査費という文言がでてきますが、こちらを政務活動費に変えるという条例の一部改正があります。こちらについて、今、議会基本条例の第9条に人事案件、契約案件を位置づけるかどうかという内容も協議されていますので、こちらについても一部改正するようであれば併せて次の全員協議会で諮っていただくのですが、こちらについては調整が出来れば開会日で、議論が深まるようでしたら閉会日に上程するようなかたちで、議員提案で行っていただきたいと考えております。最初から日程にあげておくというかたちをとりたいと思いますので、開会日に少なくとも政務調査費と政務活動費関係と委員会条例の改正については開会日に日程に上げて質疑、委員会付託、討論については省略して採決まで行っていただきたいと考えております。詳しい内容については全員協議会で説明させていただきますのでよろしく申し上げます。以上です。

◎**委員長（矢幡秀則君）** お聞きのとおりですが、何か質問があればお願いします。よろしいですか。

（「はい」。の声）

◎**委員長（矢幡秀則君）** それでは、このように取り扱いますので、ご承知おきください。

次に、3月定例会の会期日程については、去る12月19日の議会運営委員会において決定いただきましたが、念のため事務局より発表してください。

◎**議事課長（丹羽巧君）** 次第の方を一枚跳ねていただきますと、3月定例会会期日程（案）を添付してあります。前回、12月19日にお配りしたものと同じになっています。1点修正させていただきましたが、開会日の施政方針演説の施政が「市」の字になっていますが、「施」の誤りでしたので、開会日と市民向けにお配りするものは修正しておきますのでよろしく申し上げます。3月1日開会で、3月定例会は補正予算を先に採決までいきますので、5日（火）に行ってください、卒業式の関係もありますので、8日（金）から13日（水）まで4日間が一般質問。議案質疑が14日、15日。15日に欄外に書いて

ありますが議案質疑終了後、議員間討議の全員協議会を予定しています。18日、19日、21日が部門委員会です。19日については小学校の卒業式が入っていますので、午後からの開催でお願いしたいと思います。22日午後1時から再開しまして採決までいただくといいと思います。欄外に中学校卒業式と書いてあるものについては、開会日に配付するものと、市民に配付するものについては、この欄外に書いてあることは消して配付いたしますので、ご承知おきください。以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） 会期日程について、何かご意見や確認したい点があれば、ご発言をお願いします。よろしいですか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） それでは、3月定例会の会期日程については、この日程案のとおりと決定させていただきます。次に、議案質疑に関わる議案の分類について、事務局から説明をお願いします。

◎議事課長（丹羽巧君） こちら、提出議案一覧表が議案の上に付いていますのでご覧ください。今回件数が多いのですけれど、先ほどの日程のところでご説明しましたとおり、補正予算案件とその他の案件ということで2つに分類してあります。補正予算案件については3月5日（火）に行ってください、議案番号でいきますと裏面2頁の第38号議案から3頁の第44号議案までになりますので3月5日に議案質疑をしていただくのですが、第1類を第38号議案、一般会計補正予算です。第2類が第39号議案から第44号議案までの特別会計と企業会計の2つでこのように分類してあります。補正予算以外の案件ですが、こちらについては3月14日（木）、15日（金）に行いますが、3分類として第1類を1頁目を第1号議案から2頁目の第24号議案の条例案件と人事案件を第1類として、第2類については一般会計当初予算の第25号議案とします。第3類については第26号議案から第37号議案及び諮問第1号の特別会計・企業会計当初予算と諮問案件という3分類にさせていただければと考えております。第1類と第2類の一般会計当初予算までを3月14日（木）で議案質疑の1日目に行ってください、第3類を3月15日（金）に行ってくださいようなかたちに考えています。以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） ただいまの事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） ご了承いただきましたので、議案の分類は、3月5日に行う補正予算に関する質疑は2分類、14日と15日に行う質疑は3分類とさせていただきます。続いて請願・陳情の受理状況について、事務局から説明をお願いします。

◎議事課長（丹羽巧君） こちらについては、いつもは一覧表を付けていますが、今回はありません。といいますのは、昨日2月28日までに受理した請願及び陳情は今回ありません。こちら開会日の前日2月28日までなので、まだ受付期間中ですので開会日終了後、一般質問の割り振りをしていただきますので、その時の議運で最終報告をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） お聞きのとおりです。何か質問はございますか。

（「なし」。の声）

- ◎委員長（矢幡秀則君） 次に、3月定例会の会議録署名議員は、2番市橋円広議員と19番稲垣民夫議員となりますので、ご承知おき下さい。次に、「非常時（災害発生時等）の議会運営について」を議題といたします。この件については、前回は協議しましたが、その協議内容を踏まえ、修正を加えましたので、事務局から説明をお願いします。
- ◎議事課長（丹羽巧君） 会期日程案を跳ねていただくと修正案というかたちで示させていただきました。裏面が前回提示した案になります。前回の12月19日の議運のときに協議していただき、まず2については必要ではないという意見をいただき、修正案については2を削除したかたちとなっています。1について修正を加えた点は、「本会議中」を「会議中」、すべての会議が含まれるということで「会議中」に変更しております。災害等が発生した場合の記述だったのですけれど、想定される場合も含めたらどうかという意見もいただいたので、「災害時の非常事態が想定され」という文言に変更させていただきました。そのへんが修正させていただいた点になります。ですから、「会議中に災害等の非常事態が想定され、議長はその災害等に緊急に対応する必要があると判断したとき、議会運営委員会に諮らず、直ちに会議を中断することができる。なお、その場合、当局から速やかに情報を収集し、議会としての対応を決定するものとする。というような一文のみの申し合わせ事項というかたちで、前回のものを修正させていただきました。以上です。
- ◎委員長（矢幡秀則君） それでは、今の災害時の案件についてご意見等ありましたらお願いします。はい、稲垣委員。
- ◎（稲垣民夫君） これ、会議中なものですから、議長が長でない場合もありますよね。そういう場合、広く拡大すればいいですね。委員会だと委員長だというそういうところの取扱いは、どのようなものか。委員長判断できないのか。その場では、判断すると思えますけれども、文章できちっと議長だけといわれると。なんか含みをもたせるとか、その時の長がやれるようなかたちのほうがいいんのではないかと。ま、これは広く解釈すればいいのだけれど。
- ◎委員長（矢幡秀則君） なるほど。この件については、事務局、もう一度検討してもらっては。
- ◎議事課長（丹羽巧君） そうですね、今度、開会日の後でもう1回あるので、その時に検討します。
- ◎委員長（矢幡秀則君） あと、よろしいですか。他に。副議長よろしいですか。（「はい」。）
- ◎委員長（矢幡秀則君） それでは、この件につきましてはもう一度協議をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。次に「討論の通告期限等について」を議題といたします。この件は、1月21日の全員協議会で議運に宿題としていただいておりますので、まずは事務局から説明をお願いします。
- ◎議事課長（丹羽巧君） 今のところを跳ねていただきますと、申し合わせ事項より抜粋というのを付けてあります。上段については、先日の全員協議会で配付したものと同一になります。先日の全員協議会でも、若干説明はさせていただいておりますが、討論の

通告の関係になりますが、現状では委員会の最終日、閉会日の前日です。こちら、午後5時までとする期日になっています。但し、反対討論は事前に口頭で議中に通告することとする。とあるのですが、最終日の午後5時というのは、通常の議案に対するものでしたら、何も問題はないかと思いますが、討論の通告になると修正案に対するものですか、請願に対するものもここに含まれてしまいますので、物理的に委員会最終日の午後5時というのは難しいのではないかと事務局のほうでも考えていまして、その件と、先日の12月定例会の時に現状ですと反対討論を先にだしていただいて、その後に賛成討論をだしていただくようなかたちで、反対討論の内容を確認した後で賛成討論をつくるというかたちもとっていました。ただこれについては、運用でやっていて、こちらの申し合わせ事項には、名言はしてないようです。討論自体が発生するのは反対討論があつてはじめて賛成討論があつて、討論が成り立つかたちなので、申し合わせにある反対討論は事前に口頭で議長に報告。こちらのほうについては必ずやっていただかないと、討論が成り立たないようなかたちになっています。事務局の方でもこれを文言にするのは非常に難しく、結局、修正案を見ていただくと何も変わっていないのじゃないかというかたちなのですが、通告期限は閉会日の午前11時までとする。午後1時開会なので、午前11時までにそちらのほうをだしていただくかたちで、時間を延長しただけになります。討論を行うにあたっては、まず反対討論を議長に誰がやるかということ伝えていただいて、そこで賛成討論をどなたにお願いするのかということ調整していますので、そちらの含みをもたせて閉会日の午前11時まで。誰がやるのかっていうことは、事前に事務局の方へ次第書の関係もありますので伝えていただくのは当然なのですが、通告書の提出期限を延ばしたというかたちになります。2点目にお話しした反対討論の方が不利なのではないかというご意見もありましたので、そう思われる方には反対討論の提出するのを午前11時にぎりぎりにだしていただければ、みることは出来ないかたち、考え方も色々あり、反対討論と賛成討論とうまくかみ合わせたらいいのではないかという意見と、反対討論をだしてそれに対するものの賛成討論をやるのはフェアではないという考え方の2つあるので、フェアでないという考えをされる方には、事前に口頭で議長に伝えるのですけれど、提出をしなければ見ることができないので、反対をやるよという通告だけをしていただくというかたちをとれば、これは、クリアされるのではないかと、そのへんが明文化されていないのだから。運用上で事務局で提出されたものについては見ていただくことはできるようなかたちにしていますので、逆に、口頭で反対討論をするということを伝えて、賛成討論が先にでてきたら、それを反対討論の方がみるというのは、僕は、特に問題ないと思いますので、そのようなかたちで討論をされる方が、こちらのほうの運用で事前に誰がやるかを決めていただいて、通告書についてはぎりぎりにだしていただければ、まで、OKというのを修正案というかたちで、これを見るだけでは気持ちが伝わらないのですけれども、記述が難しかったものですからこのようなかたちとさせていただきます。説明については以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） ただいま、事務局から説明がございましたけれど、非常に難しいと思いますが、皆さん色々な意見があると思いますが、このまま了承して全協に渡す

方がいいのか、もう一度検討していただいたほうが、私はいいと思うのですが。はい、久世委員。

- ◎(久世高裕君) 今までも、申し合わせ事項の文字だけをみてこうじゃなかったという解釈をする機会が多かったような気がしますので、当時のつくった方の思いは、居るときはいいのですが、居なくなってしまうとわからなくなってしまうので、明文化はしていく方向にしたほうがいいと思います。検討する時間をもう少し必要かなと思います。
- ◎委員長(矢幡秀則君) 皆さんも、このことについて表を持ち帰っていただき次回に協議したいと思いますのでよろしくお願いします。よろしいですか。はい、議長。
- ◎議長(山田拓郎君) 今、検討ということなので、すぐに決められないから皆さん慎重に判断して、それはそれでありがたいと思いますが、僕もよく考えて、逆に、実際ぎりぎりだとされると、逆に悪意のようなものをもって、賛成・討論しにくい意図があつてぎりぎりにやられると、実際、議長が誰に賛成討論をやってもらうんだという話を振っていかないと、誰かが通告がでたということすら知らずに本会議にいつてしまう場合だってあるし、誰がやるのという話になると、実際それを決めて決まった人が自分で討論を考えてという時間の余裕が1時までの間にあるかということ、かなりタイトな話になってくるのですよね。フェアかフェアでないかっていうことも先ほど課長からもあつてみんな賛成なら討論っていうのはないわけで、俺は違う意見だぞという人があつてはじめて討論になるわけで、それはその、先に反対討論がでるからフェアじゃないというのは、僕はちょっと違うと思うのだけど。
- ◎委員長(矢幡秀則君) 議長よろしいですかね、もう一度本当に時間もありませんから、皆さん、各会派で勉強していただき、次回再度協議をしたいと思いますのでよろしいですか。
- ◎議長(山田拓郎君) 実際の運用ってというのが、こうだつていうことをいいたかつたので、そういうことを踏まえてご検討下さい。
- ◎委員長(矢幡秀則君) では、そのようにお願いします。次に、その他と致しまして、事務局より連絡事項をお願いします。
- ◎議事課長(丹羽巧君) まず、1件目一般質問の受付になりますが、2月25日(月)午前10時から受付になりますので、今回も3日間ということで、2月27日(水)の午後5時までということをお願いしたいと思います。今回、施政方針演説がありますので、開会日翌日の3月4日(月)の午前中までに2段階の受付となりますのでよろしくお願いします。続いて、諸般の報告について、開会日に諸般の報告として、冒頭から委員長から話があつた、市橋議員の議運委員の選任と愛知県市議会議長会定期総会の顛末の報告をさせていただくようなかたちになりますので、今回、3月定例会は予算関係になりますので、課長補佐の委員会傍聴が例年どおりあります。研修の一環として課長補佐が傍聴しますので、各常任委員会の委員長につきましては、ご承知おきください。4点目ですが、ケーブルテレビの関係になります。ケーブルテレビの1点目ですが、例年同様、施政方針演説は、中部ケーブルネットワークのカメラが入りますので、市長の施政方針演説の取材をされますので、ご承知おきください。こちらについては録画で何回か放送

されるようです。ケーブルテレビの一般質問の中継については、先方から今回打診がありませんでしたから、今定例会は実施しないようなかたちになっています。以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） 事務局からの説明について何かありましたら、ご発言をお願いします。よろしいですか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） 特に、何もなければ、これで議会運営委員会を閉じます。この後、午前10時から全員協議会が開催されますので、第1、第2委員会室にご参集ください。

〈閉会 午前9時59分〉